

報告 4 号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令(案)
要綱

総務部職員課

事 項	説 明
1 改正の理由	入学準備金に関する事務を長野市教育委員会の事務局職員に補助執行させることに伴い、改正するもの
2 改正の内容	長野市教育委員会の事務局職員に補助執行させる事務に、入学準備金の管理及び運営に関するものを加える（第4条関係）。
3 施行期日	令和4年10月1日から施行する。
4 審議状況	法規審査委員会の決定 8月 4日

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令—(案)—

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和45年長野市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第16号中「奨学資金」を「入学準備金及び奨学資金」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程 昭和45年7月10日長野市訓令第8号 (長野市教育委員会)</p> <p>第4条 市長は、次に掲げる長野市教育委員会の所掌に係る事項その他事務を当該執行機関の事務局職員及び教育機関等の職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) <u>入学準備金及び奨学資金</u>の管理及び運営に関すること。</p> <p>(17)～(24) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>○市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程 昭和45年7月10日長野市訓令第8号 (長野市教育委員会)</p> <p>第4条 市長は、次に掲げる長野市教育委員会の所掌に係る事項その他事務を当該執行機関の事務局職員及び教育機関等の職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) <u>奨学資金</u>の管理及び運営に関すること。</p> <p>(17)～(24) 略</p> <p>2～4 略</p>